

定 款

公益社団法人三重県獣医師会

公益社団法人三重県獣医師会定款

目 次

第1章	総 則
第 1 条	(名 称)
第 2 条	(事務所)
第2章	目的及び事業
第 3 条	(目 的)
第 4 条	(事 業)
第 5 条	(事業年度)
第3章	会 員
第 6 条	(法人の構成員)
第 7 条	(入 会)
第 8 条	(会費等)
第 9 条	(任意退会)
第10条	(除 名)
第11条	(会員の資格喪失)
第4章	総 会
第12条	(構 成)
第13条	(権 限)
第14条	(開 催)
第15条	(招 集)
第16条	(総会の招集の通知)
第17条	(議 長)
第18条	(定足数)
第19条	(議決権)
第20条	(決 議)
第21条	(議決権の代理行使)
第22条	(書面による議決権の行使)
第23条	(議事録)
第24条	(報告の省略)
第5章	役 員
第25条	(役員の設置)
第26条	(役員の選任)
第27条	(理事の職務及び権限)

第 28 条	(監事の職務及び権限)
第 29 条	(役員の任期)
第 30 条	(役員の解任)
第 31 条	(報酬等)
第 32 条	(顧問)
第 6 章	理 事 会
第 33 条	(構成)
第 34 条	(理事会の権限)
第 35 条	(招 集)
第 36 条	(招集手続)
第 37 条	(議 長)
第 38 条	(定足数)
第 39 条	(決 議)
第 40 条	(議事録)
第 7 章	組 織
第 41 条	(支 部)
第 42 条	(部 会)
第 43 条	(委員会)
第 44 条	(事務局)
第 8 章	資産及び会計
第 45 条	(事業計画及び収支予算)
第 46 条	(事業報告及び決算)
第 47 条	(公益目的取得財産残額の算定)
第 9 章	定款の変更及び解散
第 48 条	(定款の変更)
第 49 条	(解 散)
第 50 条	(公益認定の取消し等に伴う贈与)
第 51 条	(残余財産の帰属)
第 10 章	情報公開及び個人情報の保護
第 52 条	(情報公開)
第 53 条	(個人情報の保護)
第 11 章	公告の方法
第 54 条	(公告の方法)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人三重県獣医師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、公衆衛生の向上、食の安全安心、家畜衛生指導、家畜防疫、動物福祉の向上、獣医学術の向上、獣医療の適正な運用に関する事業を行い、国民生活の向上と社会に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 狂犬病予防及び人獣共通感染症の予防など公衆衛生の向上に関する事業
- (2) 食の安全安心の確保及び啓発に関する事業
- (3) 家畜衛生指導及び家畜防疫に関する事業
- (4) 動物の愛護及び保護管理の啓発と介助犬への助成支援に関する事業
- (5) 学校飼育動物の飼育管理に関する事業
- (6) 野生鳥獣の救護及び啓発に関する事業
- (7) 激甚災害における動物の救護及び啓発に関する事業
- (8) 獣医学術及び公衆衛生学術の普及と向上及び調査研究に関する事業
- (9) 獣医師の教養及び技能の向上に関する事業
- (10) 獣医事の向上に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、三重県内において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した三重県内に居住又は就業する
獣医師
 - (2) 特別会員 この法人の発展に功労のあった者又は学識経験者で、総会（以下、
定款第 12 条 1 項に規定する総会をいう。）において推薦された者
 - (3) 名誉会員 この法人の発展に特に功労のあった者で、総会において推薦された者
 - (4) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第 7 条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより、入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の理事会の入会審査の結果は、これを本人に通知する。

(会費等)

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は会費（入会金、部会費を含む）として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し、当該総会の日から 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、且つ総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の総会において除名が決議されたときは、これを本人に通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 会費等の督促を受けても半年以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 会長は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 総会に出席しない会員が、書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) 総会に出席しない会員が、電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

(総会の招集の通知)

第 16 条 総会を招集するには、会長は総会の日の 1 週間前までに、正会員に通知を発しなければならない。ただし、前条第 3 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日の 2 週間前までに通知しなければならない。

2 前項の通知は、書面でしなければならない。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 18 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数(以下、特別決議という。)をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第21条 正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、この法人に提出しなければならない。
- 2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該書面に記載する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 3 第1項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 4 代理人による議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(書面による議決権の行使)

- 第22条 書面による議決権の行使は、あらかじめ通知された事項について書面をもってあるいは電磁的方法により、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、この法人に提出して行なう。
- 2 前項の規定により書面をもってあるいは電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(報告の省略)

- 第24条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

第5章 役員

(役員設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 監事のうち1名は、会員外から選出できるものとする。

(役員選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は職員（法人法上の使用人とする）を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事及び監事の立候補に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員立候補規程による。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。ただし、請求があつた日から5日以内に、その請求のあつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、その他認められた権限を行使することができる。

(役員の任期)

- 第29条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することが出来る。

(報酬等)

- 第31条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することが出来る。ただし、総会において定める総額の範囲内とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規定による。

(顧問)

- 第32条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で推薦し、総会に報告する。

- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いはすることができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則、規程、規約、要領の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、理事の中から会長、副会長及び専務理事を選定しなければならない。
- 3 理事会は、次に掲げる事項若しくは法令で定める事項又はその他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任

(招 集)

第 35 条 理事会は、会長が必要と認めたとき招集する。ただし、第 28 条第 5 項の規定により、監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 その他の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(招集手続)

第 36 条 会長は、理事会の 1 週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

(決 議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない者は、当該理事会に出席した会長とする。
- 3 第 1 項の議事録には、出席した監事は署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 組 織

(支 部)

第 41 条 この法人の地域における事業推進と連絡調整を図るため、総会の決議により支部をおく。

- 2 支部に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部 会)

第 42 条 この法人の事業推進と連絡調整を図るため、総会の決議により部会をおく。

- 2 部会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第 43 条 この法人の専門的事項を検討し、事業推進を図るため、理事会の決議により委員会をおくことができる。

- 2 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条(平成 19 年内閣府令第 68 号)の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解 散)

第 49 条 この法人は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 52 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 53 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の事務所の所在する建物の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、三野營治郎とする。

3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成26年6月15日一部改正)

1 この定款は、平成26年6月15日から施行する。

附 則 (令和5年6月11日一部改正)

1 この定款は、令和5年6月11日から施行する。